#### 第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

#### 1. 制度の概要

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等(注1)をするとき(審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。)には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている(法第32条第5項)。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定(処分の重さ)等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

# ≪調査審議の概要≫ 金融庁 ① 公認会計士等の懲戒処分等に関する事件の調査・聴聞 (注2) ⑤ 懲戒処分等の決定 ② 意見を聴く 公認会計士・監査審査会 ③ 調査審議

- (注1) 懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明 を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。
- (注2) 懲戒処分等に関する事件の調査(事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等)は、金融庁長官が行う。

#### 2. 事案の概要

令和3年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は2件であり、その概要は以下のとおりである。

#### ≪審議状況≫

審議を行った審査会		処分対象
事案1	第 413 回審査会(令和 3 年 6 月 24 日)	公認会計士5名
事案 2	第 430 回審査会(令和 4 年 3 月 24 日)	公認会計士 4 名

## 事案1

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士(5名) に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当で あるとの意見を表明した。 金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和3年7月2日に当該公認会 計士に対して懲戒処分を行った。

#### (参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

- 1. 懲戒処分の対象者及び内容
  - ·公認会計士 A

業務停止4月(令和3年7月6日から令和3年11月5日)

· 公認会計士 B

業務停止3月(令和3年7月6日から令和3年10月5日)

公認会計士 C

業務停止2月(令和3年7月6日から令和3年9月5日)

公認会計士 D

業務停止1月(令和3年7月6日から令和3年8月5日)

· 公認会計士 E

業務停止1月(令和3年7月6日から令和3年8月5日)

#### 2. 処分理由

上記5名の公認会計士は、財務大臣から税理士法(昭和26年法律第237号)の規定に基づく税理士業務の停止処分(A公認会計士8月、B公認会計士1年6月、C公認会計士4月、D公認会計士3月、E公認会計士2月)を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

# 事案 2

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士(4名)に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和4年3月31日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

#### (参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

- 1. 懲戒処分の対象者及び内容
  - 公認会計士 A

業務停止3月(令和4年7月1日から令和4年9月30日)

· 公認会計士 B

業務停止1月(令和4年7月1日から令和4年7月31日)

公認会計士 C

業務停止3月(令和4年7月1日から令和4年9月30日)

· 公認会計士 D

業務停止1月(令和4年4月4日から令和4年5月3日)

### 2. 処分理由

上記 4 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)の規定に基づく税理士業務の停止処分(A 公認会計士 7 月、B 公認会計士 6 月、C 公認会計士 1 年 3 月、D 公認会計士 6 月) を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。